

松浦市 すくすく子育て応援事業

ベビー用品レンタル



乳幼児期のお子さんたちの健やかな育ちを支援するため、子育て家庭向けに、ベビー用品の貸し出しを行っています！

ベビーベッド

レンタル期間
(6カ月以内)



チャイルドシート

レンタル期間
(3カ月以内)



ベビースケール

レンタル期間
(3カ月以内)



ベビーバス

レンタル期間
(3カ月以内)



【 申込ができる方 】

4歳未満の乳幼児の保護者(父母・祖父母等)やこれから養育する予定の方で、松浦市内に住所を有している方

【 貸出台数 】

1世帯につき**2種類まで**で、**各1台**を貸し出すことができます。

ただし、双子や三つ子など多胎児だった時には、乳幼児の人数に応じて貸し出します。

【 利用料 】

無料で貸し出しています。ただし、ベビー用品をお使いいただくときに必要になる用品(乾電池やベビー用布団など)はご家庭でご準備ください。



【 申込方法 】

- ① 利用を希望する**1カ月前**(または出産予定日の1カ月前から)から申込みいただけます。
- ② **申込書**(市様式)に本人確認ができる書類(運転免許証など)を添えて、事前に提出してください。
(1)まずは電話にてお問い合わせください。
(2)申込書は、下記の<<申込場所>>に設置しています。

【 申込場所 】

市役所子育て・こども課 ・ 福島保健センター ・ 鷹島支所



ベビー用品利用にあたってのお約束

- (1) 乳幼児用品はご家庭にいらっしゃるお子さんのために使用してください。他への**譲渡・転貸などはできません**。
- (2) 乳幼児用品の原状を変更しないでください。乳幼児用品の**故障、破損、紛失があったときは**、直ちに市子育て・こども課にその状況を報告してください。(破損や紛失の場合は、利用者の責任のもとで補修等により返還していただきます)
- (3) 貸出期間中であっても、市外に**転出する場合は、すみやかに返却**してください。
- (4) 乳幼児用品使用中の事故については、市では一切の補償を行っていません。用品の**使用上の注意・取扱説明書**等をよくお読みになり、ケガのないように安全に使ってください。



問合・申込は
こちらです！

<<担当課>> **松浦市 子育て・こども課**

Tel : 0956-72-1111(内線148、146)

福島町から47-3011 鷹島町から48-3011